

★★ 軽自動車環境性能割の廃止について ★★

自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割は、令和8年3月31日をもって廃止となりました。これに伴い、「自動車税種別割」が「自動車税」へ、「軽自動車税種別割」が「軽自動車税」へと変わりました。

今回、同封の納税通知書等の名称は「軽自動車税種別割」と印字されているものがありますが、「軽自動車税」と読み替えてくださいますようお願いいたします。

★★ 令和8年度 軽自動車税の税率について ★★

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪以上の軽自動車（新車に限る。）で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた車両について、令和8年度のみグリーン化特例が適用され、軽自動車税が軽減されます。

(1) 平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両

【単位:円】

車種区分			① 右以外の車両 に係る税額 (年額)	② 軽課税額(年額)	
				R7. 4. 1~R8. 3. 31に新車登録した車両	
				電気軽自動車・ 天然ガス軽自動車	ガソリン車・ ハイブリッド車
				概ね75%軽減 (ア)	概ね50%軽減 (イ)
四輪以上 (総排気量 660cc以下)	乗用	自家用	10,800	2,700	適用なし
		営業用	6,900	1,800	3,500
	貨物用	自家用	5,000	1,300	適用なし
		営業用	3,800	1,000	適用なし
三輪のもの(排気量660cc以下)			3,900	1,000	2,000※1

※1 乗用営業用車に限ります。

①重課税率の適用(新規検査から13年を経過)となるまで、この税額が適用されます。

②軽減の適用は、当該取得をした日の翌年度分の軽自動車税の1年限りになります。

グリーン化特例(軽課)の適用となる基準

概ね75% 軽減	(ア) 電気軽自動車 天然ガス軽自動車 (平成30年排出ガス規制に適合するもの。または平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの。)	
	(イ) 概ね50% 軽減 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車。 または平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車。	+

●上記の排出ガス性能及び燃費性能については、自動車検査証にある備考欄、または自動車に貼付されているステッカーをご確認ください。

【必ず裏面もご覧ください】

(2)平成27年3月31日以前に**最初の新規検査**を受けている車両は、重課税率の適用(新規検査から13年を経過)となるまで、下表の税率が適用されます。

【単位:円】

車種区分			旧税率(年額)	13年超の経年車に係る税額(年額) (重課税率)
四輪以上 (総排気量 660cc以下)	乗用	自家用	7,200	12,900
		営業用	5,500	8,200
	貨物用	自家用	4,000	6,000
		営業用	3,000	4,500
三輪のもの(排気量660cc以下)			3,100	4,600

軽自動車税重課税率の適用年度早見表

初度検査年月	重課税率が適用される年度
平成22年4月～平成23年3月	令和6年度(2024年度)軽自動車税から適用
平成23年4月～平成24年3月	令和7年度(2025年度)軽自動車税から適用
平成24年4月～平成25年3月	令和8年度(2026年度)軽自動車税から適用
平成25年4月～平成26年3月	令和9年度(2027年度)軽自動車税から適用

●最初の新規検査とは

「最初の新規検査」とは、初めて車両番号の指定(ナンバープレートの交付)を受けた時の検査をいいます。新車として販売された時を指します。最初の新規検査年月を確認するには、自動車検査証の「初度検査年月」で確認することができます。

初めてナンバーを登録した年月です。これより13年経過した翌年度の課税から重課となります。

番号〇〇〇

自動車検査証

年 月 日

軽自動車検査協会

印

車両番号		交付年月日		初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状			
		年 月 日		年 月				長さ	幅	高さ	
車体番号		乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量			cm	cm	cm	
		人	kg	kg	kg						
車名	型式	原動機の型式	燃料の種類	総排気量cc	前軸重	後軸重	型式指定番号	類別区分番号			
					L	kg	kg				

見本